

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における審判・裁判についての制度
及び統計分析に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

5. 1. 3 中国における特許・実用新案・意匠に関する審判制度

(1) 無効審判について

無効審判において手続できる期間について、未回答 52 者(57.1%)を除くと、25 者(27.5%)が「どちらとも言えない」、14 者が「短い」と回答した。その理由は、「答弁書の提出期間が 1 か月のため」と回答した者は 10 者であり、「請求の理由・証拠を追加できる期間が 1 か月のため」と回答した者は、9 者であった(複数の回答)。具体的な意見としては、「翻訳、連絡や打ち合わせ等を考えると在外者にとっては期間が短すぎる。」や「外国語文献等については領事認証が必要である等の制約があり、請求の理由・証拠を追加できる期間が短い。」という回答があった(Q10 回答参照)。

無効審判における訂正請求の運用について、ほとんど未回答(85.7%以上)であったが、請求人の立場から 7 者(7.7%)が「どちらとも言えない」と回答した。被請求人の立場から「よい」と回答した者がなく、「よくない」又は「どちらとも言えない」と回答した者は、いずれ 5 者(5.5%)であった。被請求人の立場から「よくない」と回答した理由は、「明細書の記載に基づく減縮補正が認められないため」という意見があった(Q11 回答参照)。

訂正審判の制度がないことについて、未回答 54 者(59.3%)を除くと、21 者(23.1%)が「困ったことがない」と回答した。残りの 9 者(9.9%)が「困ったことがある」と回答した理由として、「訂正の範囲が限定されているため、有効なクレームの維持が困難」という意見があった(Q12 回答参照)。

無効審判の運用における感想は、「無効審判手続における訂正が、請求項の削除、併合、構成要件の削除に限られるのは不都合である。」又は「中国領外でなされた証拠の取扱いが厳しすぎる。」という意見があったが、「無効審判の訂正後、半年程度で審決が得られた。早いのは好ましい。」という回答もあった(Q13 回答参照)。

(2) 拒絶査定不服審判について

原審査官による前置審査制度について、「よい」と「どちらとも言えない」と回答した者がそれぞれ 33 者(36.3%)、31 者(34.1%)であった。「よい」と回答した主な理由は、「補正により特許されることが多いため」、「経緯が分かる審査官による判断の方が適当である。」という意見があった(Q14 回答参照)。

審判官との面接の必要性を感じたことが「ある」と「どちらとも言えない」と回答した者がそれぞれ 27 者(29.7%)、29 者(31.9%)であった。必要性を感じたことが「ある」と回答した理由は、「登録可能性について、審査官の心証を聞くため」ということである(Q15 回答参照)。

拒絶不服審判請求に理由がある旨の審決によって、審査官に差し戻して再度審査させることについて、「よくない」と「どちらとも言えない」と回答した者

は、それぞれ 19 者(20.9%)、37 者(40.7%)であった。その理由は「手続きが複雑で長期化の恐れ」、「審査議体が審決をしたほうが早く特許化できるから」という意見があった(Q16 回答参照)。

手続できる期間について、「どちらとも言えない」と回答した者が最も多く 53 者(58.2%)であった。「短い」と回答した者は、10 者(11%)であり、その理由として、「翻訳に時間がかかるため」という意見があった(Q17 回答参照)。

拒絶査定不服審判の運用における感想は、「審判の判断が厳しく、権利を取得することは難しいと感じることがある。」又は「新規事項の追加の禁止及び明細書と請求項との対応(用語の一致)は、形式的であると感じる。」という意見があったが、「2、3 か月で審決が出、早いように感じる」という意見があった。又は「長所としては、審判時に分割出願ができることが挙げられるある。」という回答もあった(Q18 回答参照)。

(3) その他

侵害訴訟の裁判と無効審判の双方で争う経験について、71 者(78%)は「経験がない」、15 者(16.5%)は「経験がある」と回答した(Q19 回答参照)。

早期審判の利用について、82 者(90.1%)は、「利用したことがない」と回答した。「利用したことがある」と回答した者は、わずか 3 者(3.3%)であった(Q20 回答参照)。

審決書の記載について、「どちらとも言えない」と回答した者は、57 者(62.6%)で最も多かった。その理由としては、「経験が少ないため」という回答が多かった(Q21 回答参照)。

公証役場の証明や中国の当該所在国における領事認証について、67 者(73.6%)は、「利用したことがない」と回答した。「利用したことがある」と回答した者は、8 者(8.8%)であった。それに対する意見として、「文献の原本を在日領事館に持ち込んで領事認証を得たが、面倒な手続と感じた。」という回答があった(Q22 回答参照)。